

浄化槽をお使いの方へ

四日市市浄化槽維持管理補助制度のご案内

四日市市では、適正な維持管理をしている合併処理浄化槽の管理者に対して維持管理費の補助を行なっています。

補助対象者

以下の条件を全て満たしている場合が対象となります。

- ✓ 四日市市内の下水道等の供用区域外に合併処理浄化槽を設置していること
※単独処理浄化槽は対象外 ※下水道供用開始が告示された翌年度から補助対象外
- ✓ 申請者が居住している専用住宅又は併用住宅であること
※併用住宅は、延べ面積の1/2以上が居住部分かつ、非居住面積が50㎡以下の場合のみ対象
※共同住宅、事務所などは対象外
- ✓ 法定検査（第11条）の結果が「適正」または「おおむね適正」であること
※第7条の法定検査は対象外

補助金額

人槽	金額
5～6人槽	12,000円
7～9人槽	14,000円
10～50人槽	17,000円

申請方法

提出書類

- ①申請書兼請求書(対象者に送付されます)
- ②法定検査結果書のコピー(オモテ面のみ)

提出先

四日市市上下水道局生活排水課
(上下水道局庁舎1階)

申請期限

令和5年3月31日まで（令和4年度）

※法定検査結果書の発行日が、令和4年4月1日から令和5年3月31日のものが対象です

法定検査の受検

1

申込は
三重県水質検査
センターへ

検査結果書・申請書の送付

2

受検の概ね
1ヶ月後に
届きます

補助金の申請

3

申請書と
結果書コピー
を提出

補助金の交付

4

【令和4年度】

問い合わせ先 四日市市上下水道局生活排水課（裏面参照）

法定検査(第 11 条)を受検いただくにあたって

一般財団法人三重県水質検査センターから送付される法定検査受検申し込み用のハガキに必要事項を記入の上、郵送してください。補助申請期間に間に合うように、令和5年3月上旬までに受検してください。

検査時には、保存されている保守点検・清掃の記録票を直近1年間分ご準備ください。

法定検査(第 11 条)の総合判定「不適正」事例

- 法令に定められた期間毎に1回以上の保守点検・清掃の実施がなされていない
 - 消毒剤(液)切れ
 - ブロワ、ばっ気装置の故障等により水質が悪化している
- 等

なお、各家庭の水道の使用状況により定期的な保守点検期間内でも消毒剤が切れることがありますのでご注意願います。

浄化槽の維持管理についてご不明な点がございましたら、委託されている保守点検業者、清掃業者にご確認ください。

問い合わせ先

補助金について

四日市市上下水道局 生活排水課 浄化槽指導係
〒510-0076 四日市市堀木一丁目3-18
TEL:059-354-8402 FAX:059-354-8375
HPにも詳細がございます。(QRコード参照)



法定検査について

一般財団法人三重県水質検査センター
〒514-0004 三重県津市栄町三丁目119
TEL:059-213-0707

保守点検について

契約されている保守点検業者もしくは四日市市登録業者

清掃について

契約されている清掃業者もしくは四日市市許可業者